

協議第 1 1 号

慣行の取扱いについて（協定項目 1 6）

慣行の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	慣行の取扱い
調整方針	<p>市章、市民憲章、市の花木鳥は、新市において新たに定める。</p> <p>表彰制度、宣言については、新市において調整する。</p> <p>名誉市民表彰については、新市発足後において新たな制度を創設する。</p> <p>市民歌については、新市において検討する。</p>

本庄市・児玉町合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い	関連項目	
調整方針	1. 市章、市民憲章、市の花木鳥等は、新市において新たに定める。 2. 表章制度、宣言については、新市において調整する。 3. 名誉市民表彰については、新市発足後において新たな制度を創設する。 4. 市民歌については、新市において検討する。		
備考			

事務事業名	現 況		調整方針の 具体的内容
	本庄市	児玉町	
1. (1)市町章	<ul style="list-style-type: none"> ・市章 昭和30年11月21日制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・町章 昭和40年12月1日制定 	新市において新たに定める。
1. (2)市町民憲章	<ul style="list-style-type: none"> ・市民憲章 (昭和47年11月3日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民憲章 (昭和55年10月26日) 	新市において新たに定める。
1. (3)市町の花 木鳥等	<ul style="list-style-type: none"> ・市の花 「ツキミソウ」 ・市の木 「モクセイ」 ・市の鳥 なし (昭和50年1月1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の花 「菊」 ・町の木 「梅」 ・町の鳥 なし (昭和55年10月26日) ・町技 「サッカー」 (昭和47年10月1日) 	新市において新たに定める。
2. (1)表章制度	表章規則あり <ul style="list-style-type: none"> ・市政8年関与、自治振興 ・各種委員会委員 12年以上 ・市職員 20年以上 ・保健環境衛生功労 ・交通安全災害防止功労 ・社会福祉功労 ・教育振興文化向上功労 ・産業振興功労 ・青少年健全育成功労 ・ｽｰﾂｸﾞ活動功労 ・市の公益のため多額の寄付 ・その他他の模範 年1回(11/3) 	表章規程あり <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治振興 議会議員 12年以上 執行機関委員 15年以上 町職員 30年以上 区長 10年以上 附属機関委員 12年以上 ・納税推進 ・産業開発振興 ・社会福祉増進 ・教育向上 ・その他 年1回(11/3) 	新市において調整する。
2. (2)宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・本庄市健康都市宣言 ・非核平和都市宣言 ・世界連邦平和都市宣言 ・本庄市人権尊重都市宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・非核平和都市宣言 ・人権尊重の町宣言 	新市において調整する。

現 況		調整方針の 具体的内容	
事務事業名	本庄市		児玉町
3 .名誉市町 村民表彰	名誉市民条例あり 議会の同意必要 特典待遇 ・市の公式の式典への参列 ・市の施設の使用に対する 便宜の供与 ・その他市長が必要と認め た特典待遇 名誉市民 6名 (内物故者 5名)	名誉町民条例あり 議会の同意必要 特典待遇 ・町の公式の式典への参列 ・町の施設の使用に対する 便宜の供与 ・その他町長が必要と認め た特典待遇 名誉町民 4名 (内物故者 4名)	新市発足後において 新たな制度を創設 する。
4 .市町民歌	・本庄市民歌 作詩 松寄元一良 補作 宮沢章二 作曲 小山章三 (昭和50年1月1日)	町民歌なし	新市において検討す る。